（令状の返還に関する記載等・法第五百十条）

第二百九十五条の九　法第五百九条第一項の令状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項をも記載しなければならない。

一　当該令状が書面による場合　有効期間内であつても、その必要がなくなつたときは、直ちにこれを返還しなければならない旨

二　当該令状が電磁的記録による場合　有効期間内であつても、その必要がなくなつたときは、検察官（法第五百十六条の規定により検察事務官に処分をさせる場合にあつては、検察官及び検察事務官）の使用に係る電子計算機及び記録媒体から令状を消去する措置並びに令状に記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨

（法第五百九条第一項の令状の記載要件等・法第五百十条）

第二百九十五条の十　法第五百十条第一項第二号の裁判所の規則で定める措置は、検察官（法第五百十六条の規定により検察事務官に処分をさせる場合にあつては、検察官及び検察事務官）の使用に係る電子計算機及び記録媒体から法第五百九条第一項の令状を消去することのほか、当該令状に記録された事項を印刷し、又は複写した書面又は電磁的記録がある場合には、これらを廃棄し、又は消去する措置とする。

（法第五百九条第一項の令状への記名押印に代わる措置・法第五百十条）

第二百九十五条の十一　法第五百十条第三項第二号の裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置は、法第五百九条第一項の令状が裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該令状の改変を防止するために必要な措置（同項の令状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）とする。

（電磁的記録提供命令の令状の記載要件等・法第五百十条）

第二百九十五条の十二　法第五百九条第一項の規定による電磁的記録提供命令の令状には、正当な理由がなく、同項の規定による電磁的記録提供命令に違反したときは、法第五百十三条の二の規定により刑罰に処せられることがある旨をも記載し、又は記録しなければならない。

（法第五百九条第一項の令状の執行後の処置）

第二百九十五条の十三　検察官は、電磁的記録である法第五百九条第一項の令状を執行した場合において、他にこれに記録された事項を印刷し、又は複写した書面又は電磁的記録があるときは、遅滞なく、これらを廃棄し、又は消去しなければならない。

（鑑定処分許可請求書の記載要件・法第五百十五条）

第二百九十五条の十四　検察官が法第五百十五条第二項の規定によつてする請求に係る請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～七　略］

八　書面による法第五百十五条第三項の許可状の発付を求めるときは、その旨及びその事由

［2　略］

（準用規定等）

第二百九十五条の十五　第百三十九条第一項及び第百三十九条の二から第百四十一条までの規定は、検察官がする法第五百九条第三項又は第五百十五条第二項の請求について準用する。

2　第九十四条の四第一項の規定は検察官が法第五百九条の規定によつてする押収（電磁的記録提供命令（法第百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）又は検証について、第九十四条の四第二項の規定は検察官が法第五百九条の規定によつてする捜索について、それぞれ準用する。

（令状の返還に関する記載・法第五百十条）

第二百九十五条の九　法第五百九条第一項の令状には、有効期間内であつても、その必要がなくなつたときは、直ちにこれを返還しなければならない旨をも記載しなければならない。

［新設］

［新設］

（電磁的記録提供命令の令状の記載要件・法第五百十条）

第二百九十五条の十　法第五百九条第一項の規定による電磁的記録提供命令の令状には、正当な理由がなく、同項の規定による電磁的記録提供命令に違反したときは、法第五百十三条の二の規定により刑罰に処せられることがある旨をも記載しなければならない。

［新設］

（鑑定処分許可請求書の記載要件・法第五百十五条）

第二百九十五条の十一　［同上］

［一～七　同上］

［新設］

［2　同上］

（準用規定等）

第二百九十五条の十二　第百三十九条第一項、第百四十条及び第百四十一条の規定は、検察官が法第五百九条第三項又は第五百十五条第二項の規定によつてする請求について準用する。

［新設］